

後期高齢者医療制度の保険料率について

令和7年度の保険料率等は所得割率 11.13 %、均等割額 53,438 円になります。
また、保険料賦課限度額は 80 万円になります。



保険料の計算方法

年間保険料＝所得割額【(総所得金額等－基礎控除額) × 11.13%】＋均等割額 (53,438 円) (年間保険料限度額 80 万円)

所得の低い世帯の方の軽減 (被保険者均等割額の軽減)

令和7年度から後期高齢者医療保険料の均等割額の 5 割・2 割軽減対象が拡大されます。
世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を次のとおり軽減します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減割合
所得金額の合計が 43 万円以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が 2 名以上いる場合には 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の世帯)	7 割
所得金額の合計が 43 万円 + (30.5 万円 × 世帯の被保険者数) 以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が 2 名以上いる場合には 43 万円 + (30.5 万円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の世帯)	5 割
所得金額の合計が 43 万円 + (56 万円 × 世帯の被保険者数) 以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が 2 名以上いる場合には 43 万円 + (56 万円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の世帯)	2 割

- ・ 昨年末時点で 65 歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から 15 万円を控除した額で判定します。
- ・ 「給与所得者等」とは、給与所得を有する者または一定以上の公的年金等にかかる所得を有する者をいいます。

保険年金課 ☎ 66-1102

各種医療費を助成します

保険年金課 ☎ 66-1102

次の表に該当する方は、医療費受給者証が発行され、医療機関にかかった場合の医療費が助成されます。
要件に該当する方で、申請していない方は、保険年金課で手続きをしてください。

申請には、申請者の身分証明書と受給資格者 (子ども医療の場合は保護者) のマイナンバーが分かるもの、保険資格の確認ができるもの (資格確認書、保険証、資格情報のお知らせ等) が必要です。

制 度	対 象	助成の内容・その他の持ちもの
子ども医療	18 歳に達する年度末までの方 ※ 学生でない方も対象	保険診療の自己負担分
心身障害者医療	・ 身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方 ・ 腎臓機能障害 4 級の方 ・ 進行性筋萎縮症 4 ～ 6 級の方 ・ 療育手帳 A または B 判定の方 ・ 自閉症状態と診断されている方	保険診療の自己負担分 ● 身体障害者手帳または療育手帳 (自閉症状態は詳細な診断名が記載された診断書)
母子家庭等医療	・ 18 歳以下の児童を扶養している母または父とその子 (所得制限あり) ・ 父・母のない 18 歳以下の方 ※ 18 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで対象	保険診療の自己負担分 ● 戸籍謄本など ● 児童扶養手当証書
精神障害者医療	自立支援医療受給者証 (精神通院) の交付を受けている方	自立支援医療を適用している精神科の通院費の自己負担分 (1 割) ● 自立支援医療受給者証 (精神通院)
	精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方	保険診療の自己負担分 ● 精神障害者保健福祉手帳
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療加入者で、次の条件に該当する方 ・ 心身障害者医療・母子家庭等医療・精神障害者医療の受給資格に該当する方 ・ 寝たきりまたは認知症で市民税非課税世帯の方 ※ 認定要件があります (生計維持者が市民税非課税等) ・ ひとり暮らしで市民税非課税の方 ※ 認定要件があり、聞き取り調査を行います	保険診療の自己負担分 ● 障害者手帳 (該当者のみ) ● 介護保険証 (寝たきり認定を受け方のみ)